

本覚書（案）は、覚書の概要を説明したものであり、  
個別の協議により内容を変更する場合があります。

## 旧桜の宮幼稚園跡地等活用事業 覚書（案）

神戸市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、旧桜の宮幼稚園跡地等活用事業（以下「本事業」という。）の着手にあたり、次のとおり覚書を締結する。

なお、本事業の実施に向け、甲が行った公募（以下「事業者公募」という。）の際の「旧桜の宮幼稚園跡地等活用事業事業者募集要項」（2026年2月。以下「募集要項」という。）において定義された用語は、本覚書においても同様の意義を有する。

### （趣旨）

第1条 本覚書は、甲及び事業者公募において優先交渉権者に決定された乙が、本事業の実施に向けて必要となる事項を定めるものである。

### （公募による規定の遵守）

第2条 乙は、募集要項に定められた規定を遵守すること。

### （事業実施計画の協議）

第3条 乙は、提案した「事業実施計画」の内容について、甲と協議しなければならない。この協議の中で、「事業実施計画」の見直しが必要になった場合には、乙は必要な修正・変更を行い、甲の承諾を受けたうえで、「事業実施計画」を確定させなければならない。

2 甲及び乙は、前項の協議の結果、「事業実施計画」の確定が困難と判断した場合、定期借地権設定契約（又は土地売買契約）の締結に向けた協議の終了を申し出ることができる。

3 前項の申し出があった場合、甲及び乙は互いに申し出の事実を確認し、改めて書面による合意をもって、本覚書は失効するものとする。

### （定期借地権設定契約（又は土地売買契約））

第4条 前条第1項の協議の結果、「事業実施計画」が確定した場合には、速やかにその内容を踏まえた定期借地権設定契約（又は土地売買契約）を甲乙間で締結する。

2 定期借地権設定契約（又は土地売買契約）は、本覚書締結日から原則1年以内に締結するものとする。ただし、甲は、特に必要があると認める場合、定期借地権設定契約（又は土地売買契約）の締結時期を延期することができる。

3 甲及び乙は、定期借地権設定契約（又は土地売買契約）の締結に至らなかった場合、甲及び乙がそれぞれ本事業の準備に要した費用は各自の負担とし、相互に債権債務が生じないことを本覚書により確認する。ただし、甲及び乙が本覚書に違反した場合はこの限りではない。

### （権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本覚書上の地位又は本覚書により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は承継させてはならない。

### （秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本事業又は本覚書に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを、本覚書により相互

に確認する。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 本事業に関連する業務の委託先等に守秘義務を課して開示するもの。
- (2) 甲が神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月 16 日条例第 29 号）等関連する法令等に基づき開示するもの。
- (3) その他、法令等により開示が必要とされるもの。

2 前項ただし書の規定により情報を開示する場合は、可能な範囲内で相手方にその旨を事前に連絡するよう努めるものとし、かつ、情報を開示した後においては速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。

（本覚書の変更）

第 7 条 本覚書の規定は、甲及び乙間の書面による合意がなければ変更できない。

（本覚書の有効期間）

第 8 条 本覚書の有効期間は、別途定める場合を除き、本覚書締結日から第 4 条の規定に基づき締結する定期借地権設定契約（又は土地売買契約）の締結日までとする。ただし、定期借地権設定契約（又は土地売買契約）が締結に至らなかった場合には、第 3 条第 3 項の規定に基づき、本覚書は失効するものとする。なお、本覚書の失効後も、第 6 条の規定の効力は存続する。

（定めのない事項等）

第 9 条 本覚書に定めのない事項やその他必要な事項については、甲の指示に従うこと。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号  
神戸市  
代表者 神戸市長 久 元 喜 造 ⑩

乙

⑩